

市政記者クラブ 各位

令和2年4月10日（金）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市立小中学校、市立幼稚園・保育園等、学童保育所の対応について

1. 市立小中学校の臨時休業について

(1) 臨時休業について

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、三重県の感染拡大阻止緊急宣言を受け、臨時休業を実施する。
- ・臨時休業中は、原則、児童生徒は自宅待機とするが、学習状況や健康状態を確認するために登校日を設定する。
- ・自宅等において子どもだけで過ごすことが難しい児童生徒の居場所確保のために、学校において一時預かりを実施する。

(2) 臨時休業の期間

4月15日（水）～5月6日（水）

※この臨時休業は、学校保健安全法第20条（臨時休業）に基づく。

※臨時休業の期間は、今後の状況などを踏まえ変更する場合がある。

(3) 臨時休業中の取組

①登校日について

- ・休業中に2回程度登校日を設定する。
- ・児童生徒の密集を防ぐために、登校人数を分散させる方法で実施する。
- ・全児童生徒を対象とするが、出席及び欠席とはならない。登校に不安がある場合は、登校をしなくてもよい。
- ・在校時間は、平日午前8時30分から午前11時とする。
- ・登校時には、児童生徒の学習状況及び健康状態を確認する。

②児童生徒の一時預かり

- ・自宅等で子どもだけで過ごすことが難しい児童生徒について、一時預かりを行う。
- ・対象は、小学校全児童、中学校特別支援学級在籍生徒及び通常学級に在籍する放課後等デイサービスを利用している生徒とする。
- ・実施時間は、平日午前8時30分から午後3時30分とする。
- ・原則、保護者の送迎とする。ただし、分散登校日の場合は、集団登校での登校も可とする。
- ・一時預かりは、保護者の申請を必要とする。

③児童生徒への生活指導

- ・休業中に検温、健康観察を行い登校日に学校から配付された健康観察表を提出する。

- ・家庭学習教材を配付し、登校日に提出する。
- ・登校していない児童生徒の学習状況については、家庭訪問等で確認する。
- ・臨時休業期間中、部活動は行わない。

④運動場開放について

- ・児童生徒の心と体の健康保持の観点から、安全な環境のもとに、日常的な運動などを行う場として、小中学校の運動場を開放する。
- ・開放する時間は、平日午後1時から午後4時とする。

⑤学童保育所への支援について

- ・必要に応じて、学校施設の使用を許可する。

2. 市立幼稚園・市立保育園等の対応について

市立小学校、中学校の4月15日（水）からの臨時休業の方針を受け、市立幼稚園においても、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、4月15日（水）から5月6日（水）まで休園とする。

また、こども園においても、教育認定の園児は休園とする。

ただし、一時預かりが必要な園児については、個別の相談に応じる。

市立保育園、市立こども園（保育認定）、また、私立保育園、地域型保育事業所については、通常どおり園運営を行う。なお、新型コロナウイルスの感染をできる限り抑えるために、通常対応している保育料減免以外の減免はないが、可能な場合にあつては、ご家庭での保育等のご協力をいただくこととする。

3. 学童保育所について

小中学校の臨時休業中における学童保育所については、次のとおり開所していただくようお願いしていく。

〈平日〉小中学校での一時預かり後または各学童保育所の開所 から 閉所時間まで
 〈通常の学校休業日（土、日、祝日）〉各学童保育所の開所 から 閉所時間まで

4. 放課後等デイサービスについて

小中学校の臨時休業中における放課後等デイサービスについては、次のとおり事業所へ利用者の受入れをお願いしていく。

〈平日〉小中学校での一時預かり後、利用者の受入れ

〈通常の学校休業日（土、日、祝日）〉各事業所の定める時間で利用者の受入れ

【問い合わせ先】

〈市立小中学校に関する事〉

四日市市教育委員会 教育総務課 伊藤、岡本
 TEL 059-354-8237

〈市立幼稚園、市立保育園等に関する事〉

四日市市こども未来部 保育幼稚園課 水谷小、三井
 TEL 059-354-8087

〈学童保育所に関する事〉

四日市市こども未来部 こども未来課 西村、富田
 TEL 059-354-8464

〈放課後等デイサービスに関する事〉

四日市市こども未来部 こども発達支援課 山口
 TEL 059-354-8064